

天皇制と性差別

日本国憲法は、「性別」による「差別」を禁止するとともに、家族制度が「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚すべきことを宣言しています。ところが、その憲法が「日本国の象徴」であると定める天皇は、女性差別と家父長制の体系である皇室制度によって支えられています。

このような矛盾を前にして、これまでの憲法学は、天皇制を憲法の「飛び地」と捉えることで、事実上、皇室における女性差別を容認してきました。それに対し、「性差別を国の象徴にすることはできない」と説いた水田珠枝氏の告発は、そのような憲法学のあり方を根本的に問い合わせ直すものであったと言えるでしょう。

そこで、本講座では、水田氏の所説などを手がかりとしつつ、「天皇制と性差別」という古くも新しい問題について、考えてみたいと思います。



講師

西村 裕一さん

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

2026年
2月14日(土)
13:20～15:40

- 13:00 ▶ 受付開始
- 13:20 ▶ あいさつ
- 13:30 ▶ 講演
- 15:00 ▶ 休憩
- 15:10 ▶ ディスカッション
- 15:40 ▶ 終了

定員
30名

参加費無料
[先着順]

会場

名古屋大学センター・リサーチ・ライブラリ(GRL)2Fレクチャールーム

お申し込みはこちら



FAXでもお申し込みいただけます。
詳しくは裏面をご覧ください。

締切

2月10日(火)

お申し込み後、定員内の場合は特にご連絡いたしません。

当日、会場へお越しください。

事前の申し込みなしではご参加いただけません。

主催

公益財団法人 東海センター研究所

後援

名古屋大学センター・リサーチ・ライブラリ (GRL)

お問合せ先 東海センター研究所事務局

TEL: 052-324-6591 FAX: 052-324-6592 E-mail: info@libra.or.jp
HP: <https://libra.or.jp>



講師紹介

西村 裕一 (にしむら ゆういち)

専門は憲法学。

1981年、神戸市生まれ。2004年、東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手、首都大学東京都市教養学部法学系准教授、北海道大学大学院法学研究科教授などを経て、2024年から現職。

共著に『憲法学再入門』(有斐閣、2014)、共編著に『戦後憲法学の70年を語る——高橋和之・高見勝利憲法学との対話』(日本評論社、2020)、『日本国憲法のアイデンティティ』(有斐閣、2023)がある。

2月14日「ジェンダー問題講座」申し込み

『インターネット』でのお申し込み

下記URLにアクセスしてページ下部の参加申し込みフォームから
お申し込みください

<https://libra.or.jp/ivent-info/course-cafe/>



『FAX』でのお申し込み

項目をご記入の上、下記FAX番号までお送りください

FAX: 052-324-6592 (公益財団法人 東海ジェンダー研究所 事務局あて)

ふりがな			
氏名			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

*参加申込書の個人情報は、本講座の実施目的以外に使用いたしません。

ご来場の皆さまへ

★体調がすぐれない方は、ご参加をお控えいただきますよう、お願いいたします。